

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	大通西2丁目ビル外壁（南西部）修繕業務
発 注 課	札幌市 まちづくり政策局 都心まちづくり推進室 事業調整担当課
選 定 事 業 者	日本メックス株式会社 北海道支店
<p>随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p> <p>本業務は、令和2年度に実施したタイル外壁調査の結果、また、令和2年度末までの期間で実施中の「大通西2丁目ビル外壁（南西部）修繕準備等業務（以下「修繕準備等業務）」」に引続き、安全性確保の優先度が高い外壁部分に対して早急な修繕を行うものである。修繕準備等業務における成果（工法の検討・選定や仮設置による安全性確保、外壁状態の最終確認等）を用い、切れ目のない継続的な安全性確保を行いながら、短期間で修繕を実施する業務であるため、修繕準備等業務を受託している上記選定事業者（以下「当該事業者」）への委託により、確実な安全性確保や業務期間の厳守、品質の確保が図られる。</p> <p>また、当該事業者は、外壁修繕の知見・技術を有しているとともに、複数年に渡り当該建物の保守等の業務を受託しているなど建物状況等に精通していることから、適切な修繕を履行できる事業者であると判断。</p> <p>仮に、本業務を他の事業者へ委託した場合、修繕準備等業務における成果についての他の事業者による確認・検証が必要となるとともに、建物状況等の確認を実施することとなる。そのため、業務期間に間に合わず、また、市民の安全性確保に影響が生じるとともに、確認・検証の費用やそれにより生じる変更に係る経費の計上が必要となるなど、効率的な業務執行の点でも問題となる。</p> <p>以上のことから、本業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、特定随意契約により実施することとし、相手方を当該事業者へ選定する。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

決 定 日	令和3年3月25日
-------	-----------